

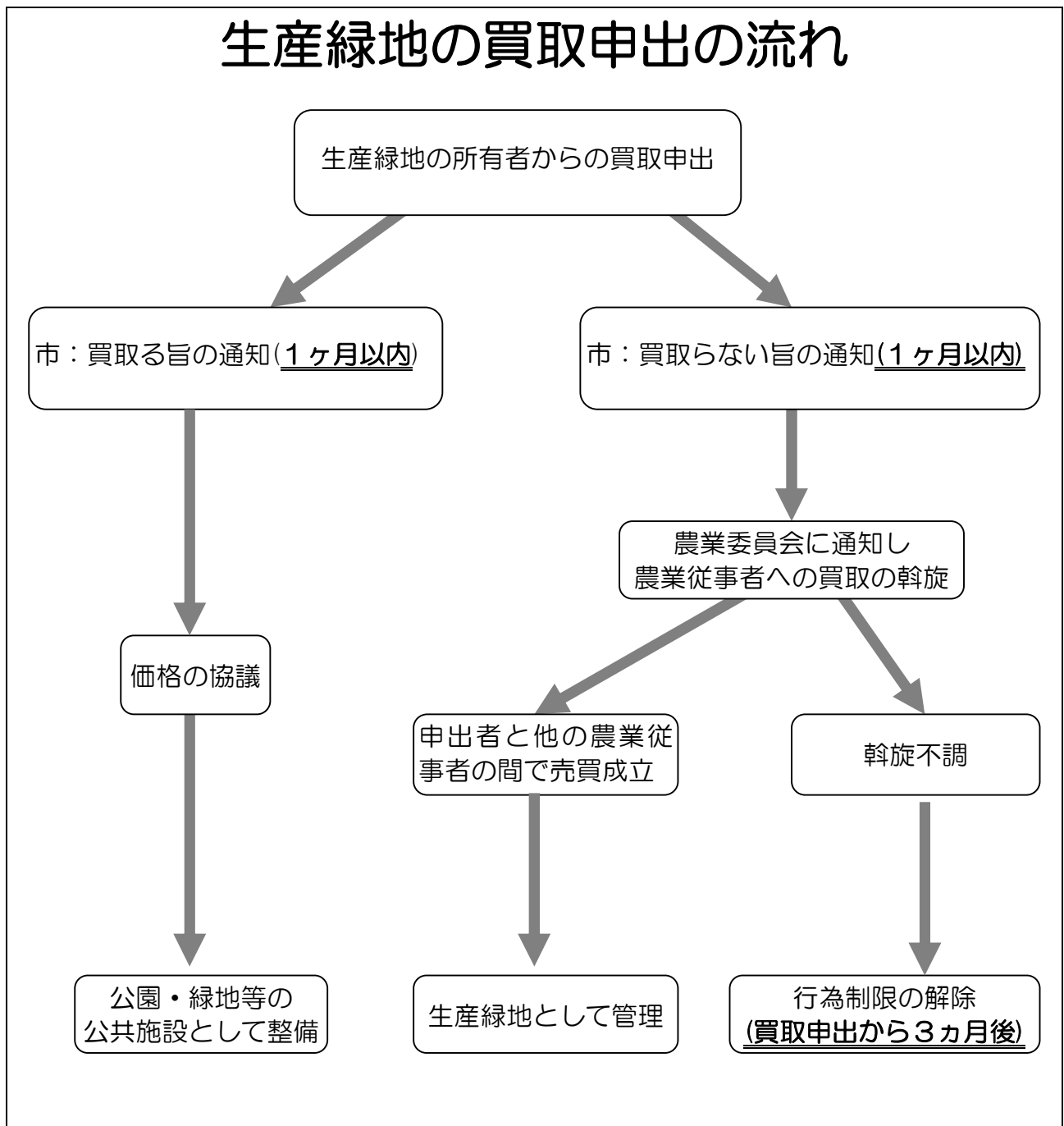
生産緑地買取申出の概要

(生産緑地法第10条関係)

◎買取りの申出ができる場合は？

- 都市計画決定告示の日から起算して30年を経過したとき
- 主たる従事者が死亡したとき
- 主たる従事者が病気等により農業の継続ができなくなったとき
- ※ 申し出る農地等は、生産緑地地区の一部でも可能

◎買取申出書提出後の流れ



◎生産緑地買取り申出書の記入のしかた

- 「申出をする者」は所有者で、申出書の印鑑は実印を押印
相続が確定していない場合は、相続人全員の連名で実印を押印
- 申出の理由を記入
 - 例1) 主たる従事者である〇〇〇〇が令和〇年〇月〇日死亡したため
 - 例2) 主たる従事者である〇〇〇〇が病気のため農業に従事することができなくなったため
- 所在及び地番を記入
仮換地指定の場合は、従前地の下に、かっこ書きで仮換地後の街区・画地番号・地積を記入
- 「地目」の欄には、田・畑等その現況を記入
- 「地積」の欄には、土地登記簿に登記された地積を記入
- 買取り希望価格を記入
- 筆の一部の買い取り申出の場合は、その内容を記入

◎必要な添付書類

- 主たる従事者の証明書 農業委員会で証明を受けたもの ※旧法指定は除く
- 印鑑証明書（3か月以内に発行したもの）
- 公図の写し 法務局発行のもの
- 案内図（住宅地図等の写し）
- 土地の登記簿謄本（全部事項）
- 委任状（代理人の場合）

主たる従事者の「死亡」により申出する場合で、登記簿が更新されていない場合

- 印鑑証明書は、相続人全員分を添付
 - （遺産分割協議が整っている場合）
 - 遺産分割協議書の写し
 - （遺産分割協議が整っていない場合）
 - 相続人を特定できる戸籍謄本
 - 系統図

主たる従事者の「故障」により申出する場合

- 病気等により農業に従事することができない旨が記載されている医師の診断書
または、生産緑地法施行規則第5条に掲げる障害に該当することを証明する書類

筆の一部の買い取り申出の場合

- 測量図等地積・位置が分かる図面

申出地が区画整理事業中の場合

- 仮換地証明
- 使用収益開始地にあっては、その事実を証明する書面